

判例研究

預貯金債権の共同相続について —最大決平成28年12月19日金法2058号6頁の検討を通じて(2)—

足 立 清 人

目次

1. はじめに
2. 最大決平成28年12月19日金法2058号6頁の事実関係と判旨
3. 遺産共有・遺産の管理・遺産分割—前提の確認(以上、北星論集(経)57巻2号)
4. 判例・裁判例
 - (1) 判例と裁判例(本号、一部次号)
(以下、次号)
 - (2) 判例と裁判例の整理
5. 学説
6. 本決定の検討
7. まとめ

4. 判例・裁判例

網羅的ではないが、金銭債権などの共同相続が問題になった判例と裁判例を確認する。

(1) 判例と裁判例

【1】 大判大正9年12月22日民録26輯2062頁(保険金請求ノ件)

共同相続人による保険金請求の事件で、大審院は、「遺産相続人数人アル場合ニ於テ其相続財産中ニ金銭債権存スルトキハ其債権ハ法律上当然分割セラレ各遺産相続人カ平等ノ割合ニ応シテ権利ヲ有スルコト民法427条ノ法意ニ徴シ洵ニ明白ナリ」と判示した。

[解説]

大審院は、共同相続で相続財産中に金銭債権がある場合、その債権は、427条の法意から、法律上当然に共同相続人間で分割される、と

判示した。事実関係が判然としないが、本件の金銭債権は、生命保険契約上の保険金請求権であったようである。相続財産中の金銭債権に427条が適用される理由は明示されていない。

【2】 最判昭和29年4月8日民集8巻4号819頁(損害賠償請求上告事件)⁹⁾

Xらの亡父Aが、その所有する山林地上の立木の一部をB社に売り渡し、立木の権利を譲り受けたYが、約定よりも超過して伐採して、Xらに損害を蒙らせたとして、XらがYに対し損害賠償を求めた事件で、最高裁判所は、「相続人数人ある場合において、その相続財産中に金銭その他の可分債権あるときは、その債権は法律上当然分割され各共同相続人がその相続分に応じて権利を承継するものと解するを相当とする」と判示した。

キーワード：預貯金債権、可分債権、共同相続、遺産共有、遺産分割

[解説]

相続財産中に、「金銭その他の可分債権ある」場合、その債権は各共同相続人間で、法律上当然に、相続分に応じて分割される、と判示された。その理由は示されていない。相続財産中の金銭債権（可分債権）が法律上当然に分割され、共同相続人に帰属するという判例法理（分割帰属説）のリーディング・ケースとして挙げられる。本事件の金銭債権は、不法行為に基づく損害賠償債権であった。

[3]最判昭和30年5月31日民集9巻6号793頁（共有物分割請求上告事件）¹⁰⁾

本件不動産の共有者として2分の1をもつXが、同じく2分の1の持分をもつYに対して、本件不動産の現物分割、または、その競売による分割を求めた事件で、最高裁判所は、「相続財産の共有（民法898条、旧法1002条）は、民法改正の前後を通じ、民法249条以下に規定する『共有』とその性質を異にするものではないと解すべきである。相続財産中に金銭その他の可分債権があるときは、その債権は法律上当然分割され、各共同相続人がその相続分に応じて権利を承継するとした新法についての当裁判所の判例（昭和27年（オ）1119号同29年4月8日第一小法廷判決、集8巻819頁）及び旧法についての大審院の同趣旨の判例（大正9年12月22日判決、録26輯2062頁）は、いずれもこの解釈を前提とするものというべきである。それ故に、遺産の共有及び分割に関しては、共有に関する民法256条以下の規定が第一次的に適用せられ、遺産の分割は現物分割を原則とし、分割によって著しくその価格を損する虞があるときは、その競売を命じて価格分割を行うことになるのであって、民法906条は、その場合にとるべき方針を明らかにしたものに外ならない」として、本件遺産は分割により著しく価格を損するおすれがあるとして一括競売を命じた原判決を正当とした。

[解説]

最高裁判所は、遺産共有が、249条以下の物権法上の「共有」とその性質を異にするものではない、と判示した。遺産中に、金銭その他の可分債権があるときには、「各共同相続人がその相続分に応じて権利を承継する」とした従来の判例法理も、この解釈（物権法上の共有）に従うものであることが、示された点が注目に値する。遺産共有の性質が、249条以下の「共有」の性質をもつことを示したリーディング・ケースとして挙げられる。また、遺産の共有には、256条以下の条文が適用され、遺産分割の指針を示した906条は、遺産分割の特性を示したものである、と判示する。

[4]最判昭和52年9月19日家月30巻2号110頁（売得金請求事件）¹¹⁾

共同相続人全員の合意によって遺産分割前に売却した特定不動産の代金債権の帰属について、最高裁判所は、「共同相続人が全員の合意によって遺産分割前に遺産を構成する特定不動産を第三者に売却したときは、その不動産は遺産分割の対象から逸出し、各相続人は第三者に対し持分に応じた代金債権を取得し、これを個々に請求することができるものと解すべき」とした。したがって、本件では、Yは、自己の持分については、本人として、その他の共同相続人の持分については、委任による代理人として、訴外Aに売却して、遺産分割前にAから売却代金を受領したことから、Xは本件売却により持分に応じた代金債権を取得して、委任に基づいて代金を受領したYに対して、646条1項前段に従って、その引渡を請求できるとした原判決を是認した。

[解説]

遺産分割前に共同相続人の合意で売却された不動産の代金債権が、遺産分割の対象から逸出して、各相続人に持分に応じて帰属する

ことが認められた。

代償財産が金銭債権である場合には、遺産分割の対象とならず、判例法理である分割帰属説に従うことが確認された。

【5】名古屋高判昭和53年2月27日判時898号63頁（預金返還請求控訴事件）¹²⁾

共同相続人らがY銀行を相手どって預金債権の払い戻しを求めた事件で、裁判所は、「Y銀行は、相続預金の支払いにつき、とかく紛議の生ずることがあるので、相続人に対する支払いや名義変更を行なう場合、とくに慎重に処理するため、かねて、その手続を規定した事務処理規程を制定するとともに、その徹底を期すべく各営業店に同旨の通達を発していること、それによると、相続人から相続預金（普通、定期その他を問わない。）の払戻請求がなされたときは、被相続人（預金者）名義の預金通帳・証書および届出印章を提出させて実情を調査したうえ、相続による支払請求書、被相続人の戸籍謄本または除籍謄本、相続人全員の印鑑証明書、各預金の通帳・証書および払戻請求書を徴して預金者死亡の事実および相続人を確認し、さらに営業店長の承認を得て支払う旨定められており、しかも右相続による支払請求書および払戻請求書には相続人全員の署名押印を要すること、右手続に従わない払戻請求には応じないこととし、右のような取扱いは、Y銀行のみならずほとんどの金融機関がこれを実施し、これにより通常別段の支障もなく預金払戻事務が取り扱われていることが認められ、これに反する証拠はない。右認定事実によれば、現在の銀行実務上、相続預金の払戻請求は共同相続人全員でしなければならないとする旨の取扱いが事実たる慣習として行われているものと見て妨げない。〔改行〕しかしながら、それが民法92条の適用を受けるためには、単に同条にいう慣習が存するというだけでは足りず、さらに当事者がその慣習による

意思を有するものと認められなければならない。そこで、この点について検討してみるに預金債権は、指名債権であるから預金証書や通帳（これらは単なる証拠証券にすぎない。）の所持とは関係なく預金債権者が特定されており、しかも可分の金銭債権であるから、預金債権者が死亡し相続が開始されると同時に法律上当然に共同相続人に分割承継されるものであることは明らかである。一方、遺産の相続につき相続人間で紛争の生ずることもよくあることである。そして、このような場合、本件で見るとような相続預金の払戻請求を共同相続人全員ですることは事実上困難な場合もあり、あくまでも共同相続人全員の署名押印のある支払請求書ないしは払戻請求書を要するとすれば、相続により取得した債権の行使が不当に妨げられることともなることは自明である。もとよりその取扱いの意図実益はともかく、およそ法律上の紛争の窮極的解決は公の機関である裁判所の裁判に委ねらるべきはいうをまたない。これらのことをかれこれ勘案し弁論の全趣旨…に徴すると、本件で一般顧客たる被相続人（預金者）が金融機関との間で私法上対等の立場で預金契約を締結するに当り、相続預金の払戻請求をするには共同相続人全員でしなければならないとする旨の前記事実たる慣習による意思を有していたものとは到底認め難いところである。してみると、さような慣習が存するとしても、Xは、これに拘束されることなく、相続預金のうち自己の取得した部分につき、その払戻請求をするには単独でなし得るものというべきである」として、Y銀行の主張を斥けた。

〔解説〕

裁判所は、金融機関が、「相続人から相続預金（普通、定期その他を問わない。）の払戻請求がなされたときは、被相続人（預金者）名義の預金通帳・証書および届出印章を提出させて実情を調査したうえ、相続による支払請求書、被相続人の戸籍謄本または除籍謄本、

相続人全員の印鑑証明書、各預金の通帳・証書および払戻請求書を徴して預金者死亡の事実および相続人を確認し、さらに営業店長の承認を得て支払う旨定められており、しかも右相続による支払請求書および払戻請求書には相続人全員の署名押印を要すること、右手続に従わない払戻請求には応じないこと」としており、それが、「事実たる慣習」として行われていることを認める。しかし、その慣習が本件で適用されるためには、92条により、当事者がその慣習による意思を有していることが必要とされる。裁判所は、その点について検討をして、「一般顧客たる被相続人（預金者）が金融機関との間で私法上対等の立場で預金契約を締結するに当り、相続預金の払戻請求をするには共同相続人全員でしなければならないとする旨の前記事実たる慣習による意思を有していたものとは到底認め難い」として、可分債権の当然分割帰属の判例法理に従って、Xによる相続分の払戻請求を認めた。

相続預金の払戻請求は共同相続人全員でしなければならないとする銀行実務上の取扱いが、「事実たる慣習」として行われていることを認めつつも、共同相続人全員で払戻し請求をしないとしないという手続きの煩瑣さ—それゆえ、共同相続人全員が、銀行実務上の「事実たる慣習」（92条）による意思を有していなかったと評価された—、預金債権の分割帰属が認められている各共同相続人の利益を考慮して、預金債権は、可分の金銭債権であり、「預金債権者が死亡し相続が開始されると同時に法律上当然に共同相続人に分割承継されるものであること」とする判例法理を前提として判示された。銀行実務が、「事実たる慣習」として認められる可能性があることを指摘した点は注目に値する。

[6] 最判昭和54年2月22日家月32巻1号149頁（土地代金返還請求事件）¹³⁾

前掲 **[4]** と同様に、共同相続人全員 X らの合意によって、遺産分割前に遺産を構成する特定不動産を売却した場合の代金債権の帰属について、最高裁判所は、前掲 **[4]** を引用して、「共有持分権を有する共同相続人全員によつて他に売却された右各土地は遺産分割の対象たる相続財産から逸出するとともに、その売却代金は、これを一括して共同相続人の一人に保管させて遺産分割の対象に含める合意をするなどの特別の事情のない限り、相続財産には加えられず、共同相続人が各持分に応じて個々にこれを分割すべきものである」ことを確認した。そうして、本件では、上記事情も認められないところから、Xらは、代金債権を相続財産としてではなく固有の権利として取得したものと認められる、とした。
[解説]

[4] と同旨であるが、不動産に代わる代金債権を「一括して共同相続人の一人に保管させて遺産分割の対象に含める合意をするなどの特別の事情」が認められた場合には、各相続人への分割帰属が否定される、という「特別の事情」への言及が明示された。

[7] 最判平成4年4月10日家月44巻8号16頁（保管金返還請求事件）¹⁴⁾

相続人が遺産分割前に、遺産の一部である金銭を保管している他の相続人に対して、自己の相続分相当の金銭の支払いを求めた事件で、最高裁判所は、「相続人は、遺産の分割までの間は、相続開始時に存した金銭を相続財産として保管している他の相続人に対して、自己の相続分に相当する金銭の支払を求めることはできない」とした原判決を正当であるとした。

原判決（東京高判昭和63年12月21日判時1307号114頁）は、「現金は、被相続人の死亡により他の動産、不動産とともに相続人らの共有財産となり、相続人らは、被相続人の総財産（遺産）の上に法定相続分に応じた持分

権を取得するだけであって、債権のように相続人らにおいて相続分に応じて分割された額を当然に承継するものではないから、Xらの自ら認めるとおり相続人らの間でいまだ遺産分割の協議が成立していない以上、Xらは、本件現金（たとえ、相続開始後現金が金融機関に預けられ債権化されても、相続開始時にさかのぼって金銭債権となるものではない。）に関し、法定相続分に応じた金員の引渡しを求めることはできない」とした。

[解説]

遺産中の現金（金銭）は、遺産分割の協議が成立するまでは、「相続人らの共有財産」であり、「相続人らは、被相続人の総財産（遺産）の上に法定相続分に応じた持分権を取得するだけであって、債権のように相続人らにおいて相続分に応じて分割された額を当然に承継するものではない」として、遺産中の現金を相続分に応じて分割することは許されず、金銭を保管する相続人に対して、持分相当の金銭の支払いを請求することはできない、と判示された。現金が、相続開始後、金融機関に預けられて金銭債権化しても、相続開始時に遡って、遺産中の金銭債権となるものではないことも確認された。

遺産中の金銭債権は相続分に応じて分割されるが、現金は、遺産分割が成立するまでは、相続分に応じて分割されるわけではないことが認められた。

[8] 東京地判平成7年3月17日金判987号19頁（預け金返還等請求事件）¹⁵⁾

相続人の一部Xらが、Aの相続財産であるY1銀行に対する預金およびY2証券会社に対する預託金の返還請求権を共同相続したとして、Xらの法定相続分に相当する金員の返還などを求めた事件で、「相続人は、相続開始の時から、被相続人の財産に属した一切の権利義務を承継するとし（民法896条）、相続人が複数存在する場合においては、相続財産は

各相続人の共有に属する（同898条）と規定しているが、他方、個別財産の共有物分割手続とは別途の総合的遺産分割方法（同906条）をも予定し、この遺産分割においては、遺産に属する物又は権利の種類及び性質、各相続人の年齢、職業、心身の状態及び生活の状況その他一切の事情を考慮すべきものとしているばかりではなく、個別具体的な各相続人の相続分の算定に際しては特別受益や寄与分等の要素をも加味して相続人間の利害の合理的調整を図って定めることとしているのであり（同903条、904条、905条）、これらの趣旨等に照らすと、遺産分割協議成立前の遺産の共有は、民法249条以下に規定している共有の場合とは異なり、各相続人が遺産に属する個別の財産の上に当然に法定相続分に応じた持分を有するものではなく、遺産全体について各相続人の法定相続分に応じた抽象的な権利義務を有しているにとどまるものであると解するのが相当である。〔改行〕また、右の解釈の合理性は、もし、そのように解さなければ、Yらのように遺産に属する金銭債権の債務者である金融機関などの第三者は、遺産分割協議成立前に預金証書を有しない一部の相続人からの法定相続分に応じた支払請求を拒むことができないことになるが、右支払後に各人の法定相続分と異なった遺産分割協議がなされた場合には、不可避免的に相続人間内部の遺産争いに巻き込まれてしまうことになり、専ら相続人間内部の事情により、相続財産に利害関係を有する第三者の法的地位は不安定極まりないものとなって、合理的理由のない不利益を受けることともなることなどを考慮しても明らかと言うべきである」として、裁判所は、相続の開始により当然に本件預金債権および本件預託金返還請求権につき法定相続分に応じた具体的権利を取得するとXらの主張は理由がない、としてXらの請求を棄却した。

なお、Yらが名古屋国税局の滞納処分に対

しては任意に支払に応じたのに対して、Xらの支払請求には応じないことについてのXらの非難に対して、裁判所は、「Yらは第三者であり、共同相続人の内部的な利害対立の問題と同一に論ずることはできないし、また、Yらの名古屋国税局に対する支払は国税滞納処分の執行の一環であり、Xらの非難は理由がない」とした。

[解説]

共同相続人の一部から銀行および証券会社に対しての預金および預託金返還請求権の主張について、裁判所は、遺産共有および遺産分割の趣旨から、「遺産分割協議成立前の遺産の共有は、民法249条以下に規定している共有の場合とは異なり、各相続人が遺産に属する個別の財産の上に当然に法定相続分に応じた持分を有するものではなく、遺産全体について各相続人の法定相続分に応じた抽象的な権利義務を有しているにとどまるものである」として、それを否定した。このように解さないと、金融機関は、遺産分割成立前に、一部の相続人からの法定相続分に応じた支払い請求を拒むことができなくなり、その後、法定相続分と異なった遺産分割協議がなされた場合、相続人間の遺産分割の争いに巻き込まれて、「専ら相続人間内部の事情により、相続財産に利害関係を有する第三者の法的地位は不安定極まりないものとなって、合理的理由のない不利益を受けることともなることなど」から、判決の解釈は合理性を有する、とした。

本判決は、遺産分割成立前の共有を合有的に解している。また、そう解釈することが、金融機関の法的地位の安定（業務の利便性）からしても、合理的であるとされた。

[9] 東京地判平成7年9月14日判時1569号81頁（預金返還請求事件）

Y信託銀行に貸付信託を有していた被相続人の死亡後に、相続人XがYに対して、遺産

である本件貸付信託の寄託金のうち法定相続分に応じた金額の支払を求めた事件で、裁判所は、まず、「銀行の預金者等が死亡して共同相続が生じた場合、被相続人が有した銀行に対する預金払戻請求権等の支払請求権について、遺産分割前は相続人全員の同意に基づいて相続人全員に一括払戻がされ、各相続人は単独では各相続人の法定相続分に応じた部分の払戻も請求できないとする事実たる慣習があると認めることはできない」として、「事実たる慣習」の存在を認めなかった。次いで、「銀行の預金者等が死亡して共同相続が生じた場合、被相続人が有した銀行に対する預金払戻請求権等の支払請求権について遺産分割前は各相続人の共有となるが、この共有は、各相続人が当然に法定相続分に応じた持分を有する民法249条以下に規定する共有であり、遺産全体に対して法定相続分に応じた抽象的な権利義務を有するにとどまると解することはできない」として、Xが、本件貸付信託の寄託金返還請求権のうち法定相続分額の支払いを請求することを認めた。

[解説]

本判決は、前掲【5】と異なり、「銀行の預金者等が死亡して共同相続が生じた場合、被相続人が有した銀行に対する預金払戻請求権等の支払請求権について、遺産分割前は相続人全員の同意に基づいて相続人全員に一括払戻がされ、各相続人は単独では各相続人の法定相続分に応じた部分の払戻も請求できない」ことを「事実たる慣習」として認めることはできない、とした。また、遺産分割前の預金払戻請求権などの支払請求権の「共有」は、前掲【8】と異なり、各相続人が「遺産全体に対して法定相続分に応じた抽象的な権利義務を有するにとどまる」、いわゆる合有ではない、と判示した。

[10] 東京高判平成7年12月21日東京高裁（民事）判時46巻1～12号37頁（預け金返還等請

求事件)¹⁶⁾

【8】の控訴審である。

高等裁判所は、【2】と【3】を引用して、相続財産中に可分債権があるときは、その債権は法律上当然に分割され、各共同相続人がその相続分に応じて権利を取得するものと解するのが相当であることは、「相続財産が被相続人の銀行（銀行法2条1項）に対する預金払戻請求権及び証券会社（証券取引法2条9項）に対する預託金返還請求権である場合であっても異なる」とした。その理由は、「民法898条は、『相続人が数人あるときは、相続財産は、その共有に属する。』旨明定しており、その共有の性質は同法249条以下に規定する共有と異ならず（前掲最高裁昭和30年5月31日第三小法廷判決参照）、かつ、金銭その他の可分債権については、遺産分割前であっても、同法427条の規定に照らし、各相続人が相続分の割合に応じて独立して右債権を取得するものと解するのが相当であるところ、右と同様の金銭債権である本件預金払戻請求権及び預託金返還請求権につき、これと別異に解すべき理由がないから」として、このように解することが相続人らの公平と利益に合致する、とした。

ところで、Y2証券は、Aが昭和60年12月25日ころ、同社の名古屋支店においてA名義の口座を開設し、その際、Y2証券とAの間では、Y2証券の「総合取引約款」に基づいて取引をすることが約されていた。同約款には、保護預り証券又は金銭の返還を請求するときは、Y2証券所定の証書等に必要事項を記入して提出しなければならない旨の規定があり、Y2証券は、口座名義人の死亡後、遺産分割協議が成立していない間は、相続人全員の署名・捺印のある書面により相続人全員による返還請求があったときのみ右返還に応じる手続をとっており、Aの相続人であるXらは右約款に拘束されるので、所定の手続によらないで各相続人が単独で返還請求を

する本件請求は失当であると主張した。これに対して、高等裁判所は、「Aが、昭和60年12月25日ころ、Y2証券に対し、自己の死亡により相続が開始し、相続人らのうち一部の者が本件預託金につき、遺産分割協議の成立前又は相続人全員の同意なしに各人の相続分の割合に応じてその返還を訴求することを許さない旨別段の意思表示をしたことについては、右約款の規定のみではいまだこれを認めるに由なく、他に、右意思表示があったことを認めるに足りる証拠はない。…Y2証券における預託金等の返還について通常取扱例を述べるものにすぎず、右認定を左右するに足りない」として、Y1銀行・Y2証券ともに、Xらに対して法定相続分に相当する金銭を支払う義務がある、とした。

〔解説〕

【8】では、遺産共有の合有的な理解から、Xらの預り金（預託金）返還請求は認められない、と判示されたが、本判決は、【2】と【3】の判例法理に従って、「相続人が数人ある場合において、相続財産中に金銭その他の可分債権があるときは、その債権は法律上当然に分割され、各共同相続人がその相続分に応じて権利を取得するものと解するのが相当である」として、相続人Xらの払戻請求を認めた。

ところで、Y2証券には、その「総合取引約款」で、「保護預り証券又は金銭の返還を請求するときは、Y2証券所定の証書等に必要事項を記入して提出しなければならない旨」定められており、Y2証券では、「口座名義人の死亡後、いまだ遺産分割協議が成立していないときは、相続人全員の署名・捺印のある書面により相続人全員による返還請求があったときにのみ右返還に応じる手続」をとっていた、と主張したが、Aがこれに従う旨の別段の意思表示をしたことが認められないと評価されて、その約款は、「Y2証券における預託金等の返還について通常取扱例を述べるもの」にすぎない、とされた。

【11】福岡高判平成8年8月20日判タ939号226頁(遺産分割申立却下審判に対する即時抗告事件)¹⁷⁾

共同相続人の中で遺産分割審判がなされて、預金債権の一部が既に分割され、未分割のまま残されている銀行預金の分配方法が争われた事件で、「金銭その他の可分債権は、実体法上は、相続開始とともに法律上当然に分割されて各相続人に帰属すると解される。しかしながら、遺産分割においては、遺産に含まれる金銭債権も、他の相続財産とともに分割の対象とされることが一般的であって、金銭債権は常に遺産分割の対象にはならないとはいえないこと、遺産が金銭債権だけであっても、特に本件審判手続のように、被相続人の遺産の一部が既に相続人の協議により分割され、金銭債権の一部だけが未分割のまま残存している場合には、相続人間で、その具体的な帰属を定める必要性が強く認められること、その場合には、家庭裁判所における遺産分割手続が最も適切な法的手続であると考えられるところ、本件では、いずれの当事者も、前記の預金の帰属を遺産分割の審判で定めることに同意していると認められることなどからすれば、本件の金銭債権を遺産分割の対象とすることは、遺産分割の基準を定めた民法906条の規定の趣旨及び家事審判制度を設けた趣旨に合致するものといえる」として、遺産分割の申立てを却下した原審判を取り消して、差し戻した。

[解説]

裁判所は、「金銭その他の可分債権は、実体法上は、相続開始とともに法律上当然に分割されて各相続人に帰属する」判例法理は認めるが、「遺産分割においては、遺産に含まれる金銭債権も、他の相続財産とともに分割の対象とされることが一般的であって、金銭債権は常に遺産分割の対象にはならないとは

いえないこと」として、「遺産が金銭債権だけであっても、特に本件審判手続のように、被相続人の遺産の一部が既に相続人の協議により分割され、金銭債権の一部だけが未分割のまま残存している場合には、相続人間で、その具体的な帰属を定める必要性が強く認められること、その場合には、家庭裁判所における遺産分割手続が最も適切な法的手続であると考えられるところ、本件では、いずれの当事者も、前記の預金の帰属を遺産分割の審判で定めることに同意していると認められることなどからすれば」、本件の金銭債権が遺産分割の対象となることを認め、これは、「遺産分割の基準を定めた民法906条の規定の趣旨及び家事審判制度を設けた趣旨」にも合致する、とした。

本件は既に遺産分割審判がなされたケースであるが、従来の判例法理を認めつつも、遺産が金銭債権だけの場合に、既にその一部が相続人の協議により分割され、残存部分について、その具体的な帰属を定める手続きとして、家庭裁判所における遺産分割手続が最も適切な法的手続きであると考えられ、相続人が、残存する預金の帰属を遺産分割の審判で定めることに合意しているときには、金銭債権が遺産分割の対象となることを認めた。

【12】東京地判平成8年11月8日判タ952号228頁(預金返還請求事件)¹⁸⁾

共同相続人の一人Xが、Yらに対し、被相続人名義の貯金及び預金につき、他の共同相続人の同意なしに単独で、自己の法定相続分に応じた金員の払戻しを求めた事件で、「相続人が複数いる場合において、相続財産中に可分債権があるときは、その債権は法律上当然に分割され、各共同相続人はその相続分に応じて権利を取得すると解される」として、Xは、各預金のうち少なくとも払戻し期限の到来したものについては、右相続分に応じて直ちに払戻しを求めることができる、と判示

された。

本件では、Y1（国）が、郵便貯金規則33条に基づいて、相続人が複数いる場合は、X単独による払戻請求を拒否できると主張した。裁判所は、同条が、「共同相続の場合においては、預金の帰属者及びその帰属する範囲を確認するのが困難であることから、大量の事務処理の便宜のために設けられた規定」であると解され、本件では、Xが2分の1の割合で亡Aの預金を相続したことが明らかであり、預金の帰属者と、その帰属する範囲が確認されていることから、同条を適用する必要はなくなったというべきである、と判示した。

また、銀行などの金融機関は、共同相続の場合、相続人全員の同意書か遺産分割協議書の提出がなければ相続預金の払戻しには応じないとする扱いをしていることが認められる、とするY2銀行の主張について、裁判所は、「相続人の範囲を確定するのは事案によっては相当に手間のかかることであり、遺言、特別受益、寄与分などによる法定相続分の修正の可能性を考えれば、相続分の確定も容易ではない」ことから、銀行などの金融機関の先のような取扱いは、「後日の紛争を防止する手段としての合理性があり、大量処理のための必要性も認められる」が、「そのような取扱いがいかなる場合にも合理的といえるわけではなく、相続人全員による払戻請求が著しく困難な場合（…本件はそのような場合にあたることが認められる）にまで、同様の取扱いを貫徹するのは不合理であり、…現に銀行等においても、葬儀費用等を賄うための払戻しには相続人全員による請求を要しないとする扱いをしていることが認められる」ことから、先のような銀行などの取扱いが「事実たる慣習」となっているとまではいえない、とした。

[解説]

従来判例法理に従って、相続人は、自己の相続分に当たる預金債権の払戻しを求める

ことができることを認めた。

本判決は、相続人が複数いる場合に、相続人単独による払戻請求を拒否できることを認めた郵便貯金規則の合理性は認めるが、本件では、預金の帰属者とその帰属する範囲が確認されていることから、同規則を適用する必要がなくなった、とした。預金の帰属者と、その帰属する範囲が明確な場合、金融実務の合理性は認められるが、金融実務に従う必要はない、とした点が注目値する。

また、共同相続の場合、相続人全員の同意書か遺産分割協議書の提出がなければ、相続預金の払い戻しに応じない金融実務についても、その合理性を認めるが、相続人全員による払戻請求が著しく困難な場合に、当該金融実務を貫徹することは不合理であり、実際、金融実務においても、葬儀費用などの払戻しのためには相続人全員による請求を要しない取扱いもなされていることから、当該金融実務が「事実たる慣習」にまでは至っていない、と判示した。

【13】東京地判平成9年5月28日判タ985号261頁（預金返還請求事件）¹⁹⁾

共同相続人Xが、Y銀行に対し、被相続人Aの預金の払戻しを請求した事件で、裁判所は、「預金債権等の可分債権を有する債権者が死亡して、その相続人が複数存在する場合には、相続財産が共有の性質を有することに照らせば、右可分債権は法定相続分に従って当然に分割され、したがって、共同相続人間の遺産分割協議の対象外となるのが原則であるが、可分債権も、共同相続人全員間の合意によって、不可分債権に転化させることも可能と解することができるから、共同相続人の全員が、預金債権等の可分債権を遺産分割協議の対象とすることにつき合意した場合には、これを法定相続分に従って当然に分割されたものと扱うべきではなく、右債権については共同相続人の共有関係に転化したものと

して処理すべき」であり、「したがって、共同相続人から右可分債権の請求を受けるべき債務者としては、右債権が遺産分割協議の対象に含めることについての合意が成立する余地がある間は、その帰属が未確定であることを理由に請求を拒否することも可能というべきである」と判示した。しかし、本件については、Xが、本件預金を遺産分割協議の対象に含めることに同意せず、しかも、将来、それに同意する可能性もないと明言していることから、合意が成立する可能性はもはや存在しない、として、本件預金債権の帰属は、可分債権の相続関係の原則論に立ち返って、Xは、Y銀行を相手どって、法定相続分相当分の支払請求を求めることができると認められた。

[解説]

本判決は、預金債権などの可分債権は法定相続分に従って当然に分割され、遺産分割協議の対象とならない、とする従来の判例法理に従うが、共同相続人の合意があれば、預金債権などの可分債権を不可分債権に転化させることができることを認めて、共同相続人間の合意によって、可分債権を遺産分割協議の対象とした場合には、可分債権についても法定相続分に従って当然に分割されることはなく、共同相続人の合意関係に転化したものとして処理することができる、とした。したがって、可分債権の債務者は、可分債権が遺産分割協議の対象に含めることの合意が成立する余地がある間は、その帰属が未定であることを理由に、共同相続人の請求を拒むことができることを認めた。

本判決は、従来の判例法理に従うも、共同相続人の合意により、預金債権のような可分債権を不可分債権に転化する可能性を認めた点が注目し得る。

【14】東京地判平成9年10月20日判タ999号283頁(預金返還請求事件)

共同相続人の一部であるXらが、被相続人のY銀行に対しての預金債権について、法定相続分相当額の払戻しを求めた事件で、裁判所は、「民法898条は、相続人が数人あるときは相続財産はその共有に属する旨規定しており、その共有の性質は同法249条以下に規定する『共有』と異ならず(最高裁昭和30年5月31日判決民集9巻6号793頁)、相続財産中に金銭その他の可分債権があるときは、その債権は法律上当然に分割され、各共同相続人はその相続分に応じて権利を承継するものと解するのが相当である(最高裁昭和29年4月8日判決民集8巻4号819頁、同前掲30年5月31日判決)。そこで、金銭その他の可分債権については、遺産分割前でも、同法427条の規定に照らし、各相続人が相続分の割合に応じて独立して右債権を取得するものと解するのが相当であり」、相続財産が被相続人の信用金庫に対する預金払戻請求権であっても、それは金銭債権であり異ならない、とした。

けれども、「被相続人が生前有していた可分債権も、共同相続人全員間の合意によって、不可分債権に転化し、共同相続人らによる遺産分割協議の対象に含めさせることも可能と解されるので、共同相続人から右可分債権の請求を受けるべき債務者としては、右債権を遺産分割協議の対象に含めることについての合意が成立する余地がある間は、その帰属が未確定であることを理由に請求を拒否することも可能というべきである」と判示した。もともと、本件は、遺産分割協議が成立する可能性がほとんどないことから、Xらの法定相続分相当分の払戻請求が認められた。

[解説]

従来の判例法理に従うが、【13】と同様に、被相続人の預金債権を、共同相続人間の合意で、遺産分割協議の対象に含めることも可能なので、その「合意が成立する余地がある間は、その帰属が未確定であることを理由」に、払戻請求を拒否できることを認めた

【15】 最判平成16年4月20日家月56巻10号48頁（所有権移転登記手続等，更正登記手続等請求，同附帯控訴事件）²⁰⁾

遺産分割前の遺産について，共同相続人であるXが，共同相続人であるYに対して，遺産の一部の土地の所有権移転を求めるとともに，Yが払戻しを受けた預金の不当利得の返還を求めるとした事件で，最高裁判所は，【3】を引用して，「相続開始後，遺産分割が実施されるまでの間は，共同相続された不動産は共同相続人全員の共有に属し，各相続人は当該不動産につき共有持分を持つことになる」から，共同相続された不動産について共有者の1人が単独所有の登記名義を有しているときは，他の共同相続人は，その者に対し，共有持分権に基づく妨害排除請求として，自己の持分についての一部抹消等の登記手続を求めることができる，と判示した。また，【2】を引用して，「相続財産中に可分債権があるときは，その債権は，相続開始と同時に当然に相続分に応じて分割されて各共同相続人の分割単独債権となり，共有関係に立つものではない」と判示して，共同相続人の1人が，相続財産中の可分債権につき，法律上の権限なく自己の債権となった分以上の債権を行使した場合には，当該権利行使は，当該債権を取得した他の共同相続人の財産に対する侵害となるから，その侵害を受けた共同相続人は，その侵害をした共同相続人に対して不法行為に基づく損害賠償または不当利得の返還を求めることができる，とした。

〔解説〕

最高裁判所は，従来の判例法理に従って，相続財産中に可分債権があるときは，「その債権は，相続開始と同時に当然に相続分に応じて分割されて各共同相続人の分割単独債権となり，共有関係に立つものではないと解される」と判示した。

【16】 最判平成17年9月8日民集59巻7号1931頁

（預託金返還請求事件）²¹⁾

Aの相続人であるXが，同じ共同相続人であるYに対して，X主張の計算方法によれば，遺産である本件各不動産から生じた賃料の残金のうち，分配に争いがある本件保管金は，Xが取得すべきであり，本件保管金および遅延損害金の支払いが求められた事件で，最高裁判所は，「遺産は，相続人が数人あるときは，相続開始から遺産分割までの間，共同相続人の共有に属するものであるから，この間に遺産である賃貸不動産を使用管理した結果生ずる金銭債権たる賃料債権は，遺産とは別個の財産というべきであって，各共同相続人がその相続分に応じて分割単独債権として確定的に取得するものと解するのが相当である。遺産分割は，相続開始の時にさかのぼってその効力を生ずるものであるが，各共同相続人がその相続分に応じて分割単独債権として確定的に取得した上記賃料債権の帰属は，後にされた遺産分割の影響を受けないものというべきである」と判示した。したがって，「相続開始から本件遺産分割決定が確定するまでの間に本件各不動産から生じた賃料債権は，X及びYらがその相続分に応じて分割単独債権として取得したものであり，本件口座の残金は，これを前提として清算されるべきである」として，原判決は破棄をして，原審に差し戻した。

〔解説〕

原判決は，遺産から生じた法定果実が遺産分割の対象となる，としたが，最高裁判所は，原判決を是認できない，とした。その理由は，「遺産は，相続人が数人あるときは，相続開始から遺産分割までの間，共同相続人の共有に属するものであるから，この間に遺産である賃貸不動産を使用管理した結果生ずる金銭債権たる賃料債権は，遺産とは別個の財産というべきであって，各共同相続人がその相続分に応じて分割単独債権として確定的に取得するものと解するのが相当である」から，と

された。遺産から生じた賃料債権が、遺産分割の対象には含まれず、可分債権に当たり、共同相続人に相続分に応じて分割帰属するとして、従来の判例法理と同様に評価されることが確認された。

【17】大阪地判平成18年7月21日金法1792号58頁(預金等払戻請求事件)²²⁾

共同相続人の1人Xが、被相続人から投資信託を受けていたY証券会社に対し、投資信託契約に基づく投資信託受益証券換価請求権(投資信託一部解約実行請求権)および換価代金支払請求権(一部解約金償還請求権)は分割債権であって、法定相続分に応じて分割されてXが単独保有していると主張して、Yに対し、換価代金の支払いを請求した事件で、裁判所は、本件契約の構造について、「投資信託会社たるAアセット・マネジメント株式会社(以下「Aアセット社」という。)が、受益者から資金を集めて一定の方針の下に資金を運用して収益を上げ受益者に分配するファンドを開設し、同ファンドの内容に即して、信託銀行であるB信託銀行株式会社(以下「B信託銀行」という。)との間で証券投資信託契約を締結し、同契約を基礎にして、同契約上のAアセット社の一部解約請求権やAアセット社に対する受益者の収益分配金・償還金支払請求権などの権利を証券(受益証券)化し、受益証券を販売会社たるYを通じて受益者に販売し(以下、当該販売によって受益者とAアセット社との間に成立する関係を「受益契約関係」という。)、受益者の様々な権利行使に対する対応は、YがAアセット社から本件契約に関する委任を受ける(事務委託契約)と同時に受益者から受益証券を保護預かりする(混蔵寄託契約。以下「本件寄託契約」という。)ことによって、Yが証券のやりとりなしに専ら取り仕切るという基本構成」で成り立っていることを認めた。本件契約の構造から、「本件寄託契約は、『A

の証券取引約款個人のお客様用』(以下「本件取引約款」という。))38条2項5号及び7号並びに本件信託約款37条の2第1項に基づくところ、Yは、本件取引約款40条1項1号において、本件取引約款38条に基づきYが混蔵保管する有価証券について、預かった有価証券と同銘柄の有価証券に対し、その有価証券の数または額に応じて共有権または準共有権を取得することを受益者が同意したのものと取り扱う旨定めている」。その結果、「Xは、本件契約に基づき発行された受益証券に関し、同種の他の受益証券全体について、同全体中の受益証券の数又は額の割合に応じた共有権または準共有権を取得する反面、本件契約に基づき発行された受益証券について、他の受益者に同全体中の同人の受益証券の数又は額の割合に応じた共有権または準共有権を取得されてしまい、結局、同種の受益証券全体につき同全体中のXの受益証券の数または額の割合に応じた共有持分権または準共有持分権を有するにすぎないことになる。したがって、Xは、生前であっても、他の受益者らと共同してでなければ、受益証券の返還を請求しえず、本件契約の一部解約実行請求もなし得ないことになるはずである」。けれども、「Yは、本件取引約款40条1項2号において、本件取引約款38条に基づきYが混蔵保管する有価証券について、Yが新たに有価証券を預かるときまたはYが預かっている有価証券を受益者に返還するときに、その有価証券の預かりまたは返還について、同銘柄の有価証券を預かっている他の受益者と協議を要しないことを受益者が同意したのものと取り扱う旨定めている。…その結果、他の受益者及びYは、Xが同種の受益証券全体について共有権または準共有権を有しているにすぎないという理由に基づいては、Xの持分に関するX単独での受益証券の返還請求を拒絶し得ないことになり、受益証券返還請求権における給付を分割することの法律的障害は存在しな

いことになる」。また、「Yは、Aアセット社から、本件契約に関して、受益証券の募集及び販売の取扱い、一部解約に関する事務、収益分配金の再投資に関する事務並びに一部解約金及び償還金の支払いに関する事務の委託を受けている（その結果、Yは、受益者に対し、一部解約金及び償還金の支払義務を負うことになるものとして扱われており、併存的債権引受をしているものと解される。）。…Aアセット社は、本件信託約款41条1項において、受益者は、自己の有する受益証券について、Aアセット社に解約の実行の請求をすることができる旨定め、さらに、本件信託約款37条の2第2項において、Aアセット社は、委託者から自己の有する受益証券について返還請求があったときは、当該受益者から本件信託約款41条に規定する信託契約の一部解除の実行の請求があったものとみなす旨定めている。…その結果、本来、受益者が信託期間中に投資資金の返還を受けようとする場合、受益者としては、Yに対して受益証券の返還を請求し、Yから受益証券の返還を受けた上で、Aアセット社に対して、受益証券を呈示し、受益証券上の権利である一部解約実行請求権及び一部解約金償還請求権を行使するという手順を踏まなければならないところ、実際には、受益証券の現実の占有の移転や呈示はなされないことになり、受益証券返還請求権における給付を分割することについての物理的障害は存在しないことになる。…また、受益証券返還請求権の行使が直ちに受益証券上の一部解約請求権等の行使を意味することになる以上、本件取引約款38条に基づきYが混蔵保管する有価証券について、Yが新たに有価証券を預かるときまたはYが預かっている有価証券を受益者に返還するとき、その有価証券の預かりまたは返還について、同銘柄の有価証券を預かっている他の受益者（本件取引約款40条1項1号により相持分権者となっている。）と協議を要しないことを受益者が

同意したものとして取り扱う旨の本件取引約款40条1項2号の規定は、受益証券上の権利の行使につき相持分権者と共同しないで単独で行使し得る旨の受益者及びその承継人間の特約を包含するものと解するのが相当であるし、Aアセット社においても、受益証券の募集及び販売の取扱い、一部解約に関する事務、収益分配金の再投資に関する事務並びに一部解約金及び償還金の支払いに関する事務をYに委託している以上、準共有者の一人による解除権行使を拒絶する実質的理由がないことや、本件取引約款を前提に前記委託をしているものであることに照らせば、受益証券上の権利の行使につき相持分権者と共同しないで単独で行使し得る旨の特約を受益者（及びその承継人）との間で黙示的にしていると解するのが相当である」。さらに、「Aアセット社は、本件信託約款6条において、当初の信託金額1000万円について生じた受益権を1000万口に分割し、追加出資によって生じた受益権も1円単位（文言上は「第7条第1項の追加口数」）に分割する旨定め、本件信託約款9条において、1口の整数倍の口数を表示した受益証券を発行する旨定めている。…その結果、受益者の買付単位は1円1口となり、換金（解約）単位も1円1口となり、受益証券に表章されている信託契約及び本件受益契約上の債権は現実的に分割可能な最小単位まで分割されていることになり、前記…で考察したところを併せれば、受益証券上の権利（収益分配金請求権、償還金請求権、一部解約実行請求権など）に基づく給付を分割することについての障害は存在しないことになる」と、裁判所は、本件契約の構造を確認した。そのうえで、裁判所は、「本件契約に基づき被相続人が有する権利（受益証券返還請求権並びに受益証券上の権利である収益分配金請求権、償還金請求権、一部解約実行請求権、一部解約金償還請求権など）は、いずれも、給付を分割することについての障害が本件取引約款及

び本件信託約款によって除去されているものであって、可分債権であると解するのが相当である。そして、相続人が数人いる場合において、その相続財産中に金銭その他の可分債権があるときは、その債権は法律上当然に分割され、各共同相続人がその相続分に応じて権利を承継するものと解するのが相当であるから（最高裁昭和29年4月8日第一小法廷判決（民集8巻4号819頁））、本件契約に基づき被相続人が有する権利（受益証券返還請求権並びに受益証券上の権利である収益分配金請求権、償還金請求権、一部解約実行請求権、一部解約金償還請求権など）は、いずれも、Xがその相続分に応じて権利を単独で承継していることになる。したがって、Xは、被相続人のYに対する受益証券返還請求権、一部解約実行請求権及び一部解約金償還請求権のうち、相続分に応じた21万7791口（償還金額21万7791円）を単独で承継しており、単独で行使することができる」とした。

[解説]

本判決は、投資信託契約の法的構造を詳細に確認したうえで（裁判所が認定した本契約の法的構造を取って詳細に引用した）、投資信託契約に基づいて発生する投資信託受益証券換価請求権などがいずれも、給付を分割することについての障害が約款によって除去されていることから、それらは可分債権であると認定することができる、としたうえで、本件諸債権が共同相続された場合には、従来の判例法理に従って、各共同相続人に分割帰属することが認められた。

【18】最判平成21年1月22日金判1309号62頁（預金取引記録開示請求事件）²³⁾

共同相続人の1人Xが、被相続人が預金契約を締結していたY信用金庫に対し、預金契約に基づき、被相続人名義の預金口座における取引経過の開示を求めた事件で、最高裁判所は、「預金契約は、預金者が金融機関に金

銭の保管を委託し、金融機関は預金者に同種、同額の金銭を返還する義務を負うことを内容とするものであるから、消費寄託の性質を有するものである。しかし、預金契約に基づいて金融機関の処理すべき事務には、預金の返還だけでなく、振込入金の手入れ、各種料金の自動支払、利息の入金、定期預金の自動継続処理等、委任事務ないし準委任事務（以下「委任事務等」という。）の性質を有するものも多く含まれている。委任契約や準委任契約においては、受任者は委任者の求めに応じて委任事務等の処理の状況を報告すべき義務を負うが（民法645条、656条）、これは、委任者にとって、委任事務等の処理状況を正確に把握するとともに、受任者の事務処理の適切さについて判断するためには、受任者から適宜上記報告を受けることが必要不可欠であるためと解される。このことは預金契約において金融機関が処理すべき事務についても同様であり、預金口座の取引経過は、預金契約に基づく金融機関の事務処理を反映したものであるから、預金者にとって、その開示を受けることが、預金の増減とその原因等について正確に把握するとともに、金融機関の事務処理の適切さについて判断するために必要不可欠であるということができる」として、金融機関は、預金契約に基づき、預金者の求めに応じて預金口座の取引経過を開示すべき義務を負うと解するのが相当である、と判示した。したがって、「預金者が死亡した場合、その共同相続人の一人は、預金債権の一部を相続により取得するにとどまるが、これとは別に、共同相続人全員に帰属する預金契約上の地位に基づき、被相続人名義の預金口座についてその取引経過の開示を求める権利を単独で行使することができる（同法264条、252条ただし書）というべきであり、他の共同相続人全員の同意がないことは上記権利行使を妨げる理由となるものではない」と判示した。共同相続人の一人に被相続人名義の預金口座

の取引経過を開示することが預金者のプライバシーを侵害し、金融機関の守秘義務に違反するとするYの主張については、開示の相手方が共同相続人とどまる限り、そのような問題が生ずる余地はないが、開示請求の態様、開示を求める対象ないし範囲等によっては、預金口座の取引経過の開示請求が権利の濫用に当たり許されない場合があると考えられる、とした（本件のXの本訴請求について権利の濫用に当たるような事情はうかがわれない、とした）。

[解説]

共同相続人の1人により預金取引の開示請求がなされた事件で、最高裁判所は、預金契約が消費寄託契約（666条）であるが、預金契約に基づく金融機関の処理すべき事務には「委任事務ないし準委任事務」の性質を有するものも多く含まれており、「委任契約や準委任契約においては、受任者は委任者の求めに応じて委任事務等の処理の状況を報告すべき義務を負うが（民法645条,656条）、これは、委任者にとって、委任事務等の処理状況を正確に把握するとともに、受任者の事務処理の適切さについて判断するためには、受任者から適宜上記報告を受けることが必要不可欠」なものであり、このことは預金契約において金融機関が処理すべき事務についても同様である、とし、「預金口座の取引経過は、預金契約に基づく金融機関の事務処理を反映したものであるから、預金者にとって、その開示を受けることが、預金の増減とその原因等について正確に把握するとともに、金融機関の事務処理の適切さについて判断するために必要不可欠であるということが出来る」として、共同相続人の1人による預金取引開示請求を認めた。最高裁判所は、預金契約に基づく金融機関の事務が、委任事務ないし準委任事務の性質を有すると性質認定した。そうして、預金者が死亡した場合に、共同相続人は、従来の判例法理に従って、預金債権の一部を取

得するが、これとは別に、「共同相続人全員に帰属する預金契約上の地位に基づき、被相続人名義の預金口座についてその取引経過の開示を求める権利を単独で行使することができる（同法264条, 252条ただし書）」のであり、他の共同相続人全員の同意がないことは上記権利行使を妨げる理由となるものではない、とした。共同相続人は、相続により、委任事務ないし準委任事務としての性質を有する預金契約上の地位を承継し、その地位に基づいて、単独で預金取引の開示請求をすることが認められた。

従来の判例法理に従った預金債権の分割帰属と、預金契約上の地位の相続を区別した点だが、従来の判例や裁判例では見られなかったところであり、その点に本判決の特徴があると考えられる。

【19】熊本地判平成21年7月28日金法1903号97頁（預金等請求事件）²⁴⁾

共同相続人Xらが、Y証券株式会社に対し、被相続人がYに対し有していた投資信託などの支払請求権を相続により取得したと主張して、それぞれの相続分に応じた金員及び遅延損害金の支払いを求めた事件で、裁判所は、被相続人のYに対する権利のうち、預り金の返還請求権については、「金銭債権であり、相続開始と同時に当然に分割されるから、Xらは、Yに対し、各自の相続分に応じた金員の支払を請求することができる」と判示された。

他方で、被相続人名義の日興MRFおよびピムコについては、「投資信託の受益権が承継されるが、これ自体は金銭債権ではないから、Xら及びAは、受益権を準共有し、Xらが合計で4分の3、Aが4分の1の各割合で持分を有することになる。これを換金するためには、日興MRFにつき解約請求、ピムコにつき買戻請求をしなければならないところ、その請求を行うことは受益権の管理に関する事項に

当たると考えられる。ただし、個人が資産を投資信託の形で保有するか、それ以外の現金、預貯金等の形で保有するかは、資産の運用方法の相違であるにとどまり、投資信託の解約請求又は買戻請求を行うことは資産管理の一内容とみることができるからである。そうすると、上記請求については民法544条の規定の適用はなく、過半数の持分を有するXらが行うことができると解するのが相当である(同法264条、252条)。また、Xらが日興MRF及びピムコの支払を求めて本件訴訟を提起した行為は、被相続人が有していた投資信託の全部につき解約又は買戻しを請求したものとみることができる。そして、この請求がされた結果、Yに対する権利は解約代金ないし買戻代金の支払請求権という金銭債権になり、これは可分債権であるから、Xらは、Yに対し、各自の持分に応じた額の支払請求が可能になったと解すべきものとなる」とした。

Yは、共同相続人全員がそろわなければ、受益権の換金は不可能と主張したが、その旨の説明がなされなかったこと、さらに、Yの主張を認めることは、「死亡したときは共同相続人が現金化し得ると考えて投資信託取引を行った被相続人の期待に反し、共同相続人に予想外の不利益を与えるものであって、相当でない」とされた。

[解説]

預り金債権については、従来の判例法理に従って、それが共同相続人に分割帰属することを認めた。

他方で、投資信託の受益権について、裁判所は、共同相続人が準共有し(264条)、その現金化のための解約請求または買戻請求をすることは、「資産管理の一内容とみることができるから」、544条(解除権の不可分性)ではなく、252条(共有物の管理)を適用して、過半数の持分を有するXらが行うことができる、と判示した。その請求の結果、「Yに対する権利は解約代金ないし買戻代金の支

払請求権という金銭債権」になるので、従来の判例法理に従って、XらはYに対して、持分に応じた額の支払い請求をすることができる、とされた。

共同相続人による投資信託の受益権の解約請求または買戻請求権の行使が、「資産管理の一内容」であり、252条(共有物の管理)が適用される、という点が特徴的である。

【20】福岡高判平成22年2月17日金法1903号89頁(預金等請求控訴事件)²⁵⁾

【19】の控訴審である。

Xらが、Y証券株式会社に対し、被相続人がYに対し有していた投資信託などの支払請求権を相続により取得したと主張して、それぞれの相続分に応じた金員及び遅延損害金の支払いを求めた事件で、裁判所は、Xらによる預り金の請求については、原判決と同様、「預り金の返還請求権は金銭債権であり、可分債権であるから、相続人である被控訴人ら各人が相続開始と同時に当然に相続分に応じて分割単独債権として取得し、それぞれが相続分に応じた金員の支払を請求し得るとすべきである」とした。

投資信託である日興MRFおよびピムコについては、「投資信託の受益権が承継されるころ、これらは単に解約請求権又は買戻請求権にとどまらず、議決権、分配金請求権等を含み、性質上明らかに不可分債権であって単純な金銭債権ではないから、相続人である被控訴人ら各人が相続開始と同時に当然に相続分に応じて分割単独債権として取得するということはできない」とした。これに対して、Xらは、投資信託は1口単位で解約又は換金できることから、解約又は換金した限度において当然に金銭債権(可分債権)に転化されるから、一部解約の結果、それぞれ金銭債権を取得したと主張するが、「投資信託の資産性に着目し、利殖目的でなされることを強調するもので、なるほど、昨今の投資信託がそ

うした利殖目的でなされることがほとんどであることは肯定せざるを得ないけれども、そうかといって、投資信託が議決権等の権利を含んでいることを無視することはできず、相続人各人がそれぞれ別個独立に解約権を行使することは、許されないと考える（Xらは、銀行預金との類似性を主張するが、銀行預金の場合は他に金銭債権以外にいかなる権利も伴わないものであり、解約権の行使といっても単純な払戻請求にすぎないから、投資信託と銀行預金とを同列に論じることは相当でない）」とした。そうして、Xらは、投資信託の「上記受益権を準共有し、Xらが合計で4分の3、Aが4分の1に各割合で持分を有することになり、これを換金するためには、日興MRFにつき解約請求、ピムコにつき買戻請求をしなければならないところ、その請求を行うことは受益権の処分、すなわち共有物の変更にあたると解すべきである。〔改行〕個人が、その保有する資産を投資信託の形で保有するか、それ以外の現金の形で保有するかは、資産運用の相違にすぎないけれども、投資信託を準共有する者において、これを換価すべく、準共有物である受益権そのものについて解約請求又は買戻請求をすることは、その結果、投資信託自体が消滅することになるのであるから、受益権を処分することにはかならず、単に受益権の管理に関する事項にとどまらない。〔改行〕そして、本件においては、約款上も、他の受益者と協議せずに単独で受益証券の返還を請求できる等、単独での解約請求又は買戻請求を求める旨の規定が存在しないので、各共有者は、他の共有者の同意を得なければ、解約請求又は買戻請求をすることができないことは明らかである（民法264条、251条、544条）」と判示した。これに対して、Xらは、投資信託は1口単位で解約又は換金できることから、解約ないし換金ができるものとし、その限度において一部金銭債権（可分債権）に転化されるものであると主

張するが、「投資信託の受益権が金銭支払請求権に転化する前提に当たる解約請求権又は買戻請求権自体が準共有であって、共有者全員の同意を得なければ行使できないのであるから、そもそも解約又は換金ができず、したがって、投資信託の受益権が金銭債権に転化されることはない。〔改行〕また、投資信託の受益権に対する被控訴人らの持分は、投資信託の口数で示されるものではなく、1口ごとに準共有しており、1口ごとに持分が生じていると考えられるから、1口単位で解約又は換金できることを根拠にこれを金銭債権と同視して可分債権とすることはできないのである。このことは、仮に被相続人の相続財産として残された投資信託が1口にすぎなかった場合を考えれば明らかである」とした。

また、Xらは、投資信託につき共同相続人の一部による請求を常に認めないとすれば、共同相続人の中に解約に反対する者や所在不明の者がいるような場合には、被相続人の財産であった投資信託を換金する手段が奪われることになると主張するが、「被相続人のある遺産について、これが可分債権として当然に共同相続人らに分割帰属するか、遺産分割協議や調停・遺産等の分割手続を経なければ共同相続人らの取得が確定しないとみるかは、その遺産たる財産の性質如何によって決定すべきものであるから、遺産分割手続を要するとした場合に共同相続人への帰属の確定が迂遠になるからといって、当該財産の性質を無視することは許されない。本件の場合に、Xら以外の相続人はAだけであり、その所在も判明しているのであるから、同人相手に遺産分割の調停ないし審判の申立てを行い、仮に調停が成立しないとしても遺産分割審判手続を迅速に進行させ、例えば代償金を支払うことにより投資信託を単独取得する旨の代償分割の方法によって遺産共有状態を解消することは、それほど困難ではないから、Xらという投資信託を換金する手段が奪われるとい

うことにはならないというべきである」として、Xらの主張を斥けた。

[解説]

裁判所は、原判決である【19】と同様に、預り金の返還請求については、従来の判例法理に従って、相続分に応じて当然に分割帰属することを認めた。

他方で、投資信託の受益権については、「単に解約請求権又は買戻請求権にとどまらず、議決権、分配金請求権等を含み、性質上明らかに不可分債権であって単純な金銭債権ではない」から、相続分に応じて分割帰属することはない、と判示した。Xらが、投資信託と銀行預金との類似性を主張したが、それを同列に論じることは相当でない、とした。

また、投資信託の受益権の解約請求または買戻請求は、その行使の結果、「投資信託自体が消滅することになるのであるから、受益権を処分することにはほかならず、単に受益権の管理に関する事項にとどまらない」のであり、本件の約款でも単独での解約請求または買戻請求を認める規定が存在しないことから、252条(共有物の管理)ではなく、251条(共有物の変更)または544条(解除権の不可分性)により、各共有者は、他の共有者の同意を得なければ、解約請求または買戻請求をすることができない、とした。原判決【19】は、解約請求または買戻請求が、共有物の管理(252条)に当たるとしたが、本判決は、それが、共有物の変更(251条)に当たるか、解除権の行使に当たる、とした。

さらに、投資信託の受益権の分割帰属を認めないと、投資信託を換金する手段を奪われるとするXらの主張に対して、裁判所は、被相続人の遺産が、可分債権として当然に共同相続人らに分割帰属するか、遺産分割の対象となるかは、「その遺産たる財産の性質如何によって決定すべきものである」と判示した。

本判決は、投資信託の受益権は、その性質上、不可分債権であるので、分割帰属するこ

とはないことを認めた点に、その特徴がある。

【21】最判平成22年10月8日金法1915頁99頁(遺産確認請求事件)²⁶⁾

Xらが、Yらに対し、定額郵便貯金に関わる貯金債権などが遺産に属することの確認を求めた事件で、最高裁判所は、「郵便貯金法は、定額郵便貯金につき、一定の据置期間を定め、分割払戻しをしないと条件で一定の金額を一時に預入するものと定め(7条1項3号)、預入金額も一定の金額に限定している(同条2項、郵便貯金規則83条の11)。同法が定額郵便貯金を上記のような制限の下に預け入れられる貯金として定める趣旨は、多数の預金者を対象とした大量の事務処理を迅速かつ画一的に処理する必要上、預入金額を一定額に限定し、貯金の管理を容易にして、定額郵便貯金に係る事務の定型化、簡素化を図ることにある。ところが、定額郵便貯金債権が相続により分割されると解すると、それに応じた利子を含めた債権額の計算が必要になる事態を生じかねず、定額郵便貯金に係る事務の定型化、簡素化を図るといふ趣旨に反する。他方、同債権が相続により分割されると解したとしても、同債権には上記条件が付されている以上、共同相続人は共同して全額の払戻しを求めざるを得ず、単独でこれを行使する余地はないのであるから、そのように解する意義は乏しい。これらの点にかんがみれば、同法は同債権の分割を許容するものではなく、同債権は、その預金者が死亡したからといって、相続開始と同時に当然に相続分に応じて分割されることはないものというべきである。そうであれば、同債権の最終的な帰属は、遺産分割の手續において決せられるべきこととなるのであるから、遺産分割の前提問題として、民事訴訟の手續において、同債権が遺産に属するか否かを決する必要性も認められるというべきである」と判示した。したがって、共同相続人間において、定額郵便貯金債権が現

に被相続人の遺産に属することの確認を求め
る訴えについては、その帰属に争いがある限り、
確認の利益があるというべきである、と
された（したがって、Xらの本件訴えには、
確認の利益があることが認められた）。

〔解説〕

最高裁判所は、郵便貯金法が、定額郵便貯
金を一定の据置期間を定めて分割払戻しをし
ないとの条件で預け入れるものと規定した趣
旨が、「定額郵便貯金に係る事務の定型化、
簡素化を図ることにある」ことを認めたと
うで、定額郵便貯金債権が共同相続された場
合に、共同相続人に分割帰属するとしたとし
ても、上記の条件の制限を受けることになる
から、郵便貯金法は、定額郵便貯金債権が
相続開始と同時に当然に相続分に応じて分
割されることを許すものではないとし、した
がって、定額郵便貯金債権の最終的な帰属
は、遺産分割の手続きに従って決せられる
べきであると判示した。

定額郵便貯金の払戻条件とその趣旨から、
定額郵便貯金債権が共同相続された場合、
本件債権が各共同相続人に分割帰属するこ
とは許されず、遺産分割の対象となることが
認められた。従来の判例法理を原則として
認めつつも、相続される債権の性質、支払
条件やその趣旨から、判例法理に服さない
場合があることを認めた点に、本判決の意
義がある。

〔22〕 福岡地判平成23年6月10日 金法1934号
120頁（債権等返還請求事件）²⁷⁾

Xらが、Y証券会社に対して、被相続人が
Yに対して有していた投資信託などの数量
または額面に相当する金員の支払請求権を
相続により取得したと主張して、それぞれの
相続分に応じた金員等の支払を求めた事
件で、投資信託については、「本件各投資信
託に係る受益権に含まれる（販売会社を通
じて又は直接）各委託会社に対して解約実
行請求をする権利や委託会社から一部解
約金の交付を受け

ることを条件とする販売会社に対する一
部解約金支払請求権は、本件各投資信託に
係る約款上の規定等に照らして、単純な金
銭債権とは異なり、その性質上、可分債権
であるとみることはいかなるから、Xら及
びBは、被相続人の死亡により本件各投資
信託に係る受益権を準共有するに至ったと
いうべきであり、かつ、本件各投資信託に
ついての解約実行請求は民法544条1項の
適用ないし類推適用により被相続人の相
続人であるXら及びBの全員からのみす
ることができるというべきである（なお、
民法544条1項は任意規定であると解さ
れるが、同条項の適用を排除する趣旨の
特約ないし約款上の規定が見当たらない
以上、同条項に従って解釈すべきである。）
」ことから、相続分に応じて本件各投資
信託の解約請求権ないし解約金支払請求
権を単独で行使できるとするXらの主張は
斥けられた。

個人向け国債については、その性質を「(ア)
個人向け国債は、個人が購入しやすいう
に工夫された国債であり、主な特徴とし
て、〔1〕変動金利で10年満期、固定金
利で5年満期、固定金利で3年満期の3
種類の商品から選べること、〔2〕額面
1万円単位で1万円から購入できること、
〔3〕商品毎に設定された一定期間を
経過した後は、いつでも一部又は全部
を中途換金できること（一部の換金の
場合は、額面金額の1万円の整数倍で
ある必要がある。）などが挙げられる…。
〔改行〕(イ)個人向け国債をその保有
者が中途換金する場合、個人向け国債
を取扱う金融機関等（以下「取扱機
関」という。）がその顧客である保有者
から個人向け国債を買取り、これを取
扱機関から日本銀行が買い取ることに
なる（個人向け国債の発行等に関する
省令6条2項ないし4項）。そして、
取扱機関が個人向け国債の中途換金
のためにその顧客である保有者から
個人向け国債を買い取る場合の手
続をどのように定めるかについては、
各取扱機関に委ねられている…。
〔改行〕(ウ)なお、Yの約款や、国債

についての説明文書等においては、相続等により個人向け国債に係る権利主体が複数となった場合に、各権利者が単独で権利行使できるとする規定は特段見当たらない…」とされ、保有者が取扱機関に対して有する権利等について、「個人向け国債の発行等に関する省令6条2項・3項等によれば、個人向け国債の取扱機関であるYは、個人向け国債の保有者に対して、個人向け国債の中途換金の請求を受けた場合において(ただし、取扱機関の定める手続を履践する必要があることについては、上記…(イ)参照のとおりである。)、その要件(商品毎に設定された一定期間を経過したこと等)を充たしているときは、当該請求に応じて、遅滞なく当該個人向け国債を買い取る義務を負うものというべきである」ことが確認された。そのうえで、「個人向け国債に含まれる取扱機関に対して中途換金の請求をする権利や中途換金としての売渡しに係る代金支払請求権は、個人向け国債の関連法規等に照らして、単純な金銭債権とは異なり、その性質上、可分債権であるとみることはできないから、Xら及びBは、Aの死亡により個人向け国債を準共有するに至ったというべきであり、かつ、個人向け国債について中途換金の請求は契約の解約の實質を有することから民法544条1項の類推適用により被相続人の相続人であるXら及びBの全員からのみすることができるというべきである」として、相続分に依りて個人向け国債の中途換金請求権を単独で行使できるとするXらの主張は認められなかった。

[解説]

裁判所は、投資信託については、その約款の規定などから、その性質上、可分債権とすることはできない、として、分割帰属を認めなかった。

また、個人向け国債についても、その性質と内容を確認したうえで、「個人向け国債の関連法規等に照らして、単純な金銭債権とは

異なり、その性質上、可分債権であるとみることはできない」ことから、共同相続人は、被相続人の死亡により「個人向け国債を準共有するに至ったというべき」である、とした。そうして、その「中途換金の請求は契約の解約の實質を有することから民法544条1項の類推適用により」、共同相続人全員ですべきである、と判示された。

本判決は、投資信託、そして個人向け国債についても、その性質上、相続により共同相続人に当然に分割帰属するものではないことが確認された。国債についても分割帰属を認めなかった点が、本判決の特徴である。

【23】大阪地判平成23年8月26日金法1934号114頁(預託金返還等請求事件)²⁸⁾

Xらが、被相続人の死亡により、被相続人がY証券会社に預けていた金銭および投資信託受益権を相続し、その金銭の返還請求権および受益権のうち法定相続分に相当する部分を分割して取得し、本件受益権のうち、その一部を解約したと主張して、Yに対し、本件預託金相当額等の支払を求めるとともに、本件受益権について、一部解約金支払請求権に基づき、金員の支払などを求めた事件で、裁判所は、本件受益権は、「証券投資信託の受益権であり、その内容として…、一部解約実行請求権、一部解約金支払請求権、買取請求権、償還金請求権(投資信託法6条3項)及び収益分配金請求権(同項)を含む上、議決権(同法17条6項)等も含むものであって、それらの権利の集合した一つの契約上の地位というべきものである。しかも、上記議決権は、それ自体、金銭債権ではなく、不可分債権の性質を有するものと解される。〔改行〕また、投資信託法6条7項が準用する信託法193条本文は、『受益証券発行信託の受益権が2人以上の者の共有に属するときは、共有者は、当該受益権についての権利を行使する者1人を定め、受益証券発行信託の委託者に対

し、その者の氏名又は名称を通知しなければ、当該受益権についての権利を行使することができない。』と規定し、投資信託受益権が準共有の対象となる権利であることを前提としている。〔改行〕このような本件受益権の内容と投資信託受益権に関する法律上の規律に照らせば、本件受益権は、可分債権ではなく、性質上の不可分債権であると解するのが相当である。〔改行〕本件受益権に係る投資信託の一部解約実行請求権等が、他の受益者と協議することなく、1口を最低単位として行使できるものとされていることのみをもって、上記判断を覆し、本件受益権が可分債権であるということとはできない」として、本件受益権を可分債権とするXらの主張は認められない、と判示した。

また、本件受益権の一部解約金支払請求権に基づく金員の支払については、「本件受益権は、性質上の不可分債権と解されるから、本件相続により本件共同相続人らに準共有されており、Xらの準共有持分は法定相続分である各6分の1にすぎない。そうすると、Xらがした本件受益権の一部に係る投資信託を解約する旨の意思表示は無効というほかない（民法251条）」として、Xらの請求を斥けた。

預託金に関する請求については、「本件預託金の返還請求権は金銭債権であり可分債権であるから、Xらは、本件相続により、上記返還請求権のうち法定相続分に相当する部分を分割して取得したというべきである」とされた。そうして、本件受益権に基づく分配金が入金されたことによって預託金の残高が増加した分については、「本件受益権は本件共同相続人らに準共有されているところ、上記分配金は本件受益権から生ずる法定果実に当たり、上記分配金の支払請求権は金銭債権であって可分債権であるから、本件共同相続人らは上記分配金の支払請求権を法定相続分に応じて分割単独債権として確定的に取得したものと解される（最高裁平成16年（受）第

1222号同17年9月8日第一小法廷判決・民集59巻7号1931頁参照）」として、XらはYに対して、その相続分に応じた額を支払請求できることが認められた。

〔解説〕

裁判所は、証券投資信託の受益権が、一部解約実行請求権、一部解約金支払請求権、買取請求権、償還金請求権（投資信託法6条3項）、収益分配金請求権（同法同条同項）、そして、議決権（同法17条6項）などの「権利の集合した一つの契約上の地位」というべきものであり、その内容と投資信託受益権に関する法律上の規律から、本件受益権が、性質上の不可分債権であると評価した。したがって、本件受益権の一部解約支払請求権についても、本件共同相続人が準共有しているものと解されるので、その解約の意思表示は、251条により無効とされた。

また、預託金返還請求権については、可分債権であるから、従来の判例法理に従って、法定相続分に応じて分割帰属することが認められた。そして、相続開始後に、本件受益権に基づく分配金が預託金に加えられて、預託金が増加した場合にも、【16】を挙げて、分配金支払請求権も可分債権であるから、従来の判例法理に従って分割帰属するものと認められた。

投資信託の受益権が、「権利の集合した一つの契約上の地位」というべきものと評価された点が、本判決の特徴である。受益権の性質と投資信託に関する法律の規定から、受益権が、性質上、不可分債権であると評価された。また、相続開始後に、預託金に加えられた分配金については、金銭債権であり可分債権であるから、従来の判例法理に従うことが確認された。

（※紙幅の関係で、残りの判例と裁判例は次号に掲載する。）

（続）

- 9) 山田誠一「判批」法協104巻6号132頁, 甲斐道太郎「判批」別冊ジュリ40号213頁, 椿寿夫「判批」別冊ジュリ66号190頁, 大場茂行「判解」最高裁判所判例解説民事篇昭和29年度61頁, 春日川和夫「判批」金法1433号22頁, 野田愛子ほか「判批」判タ1100号32頁, 宮本誠子「判批」別冊ジュリ225号132頁。
- 10) 中川高男「判批」法セ271号96頁, 内山尚三「判批」別冊ジュリ40号23頁, 中尾英俊「判批」別冊ジュリ66号206頁, 三淵乾太郎「判解」最高裁判所判例解説民事篇昭和30年度66頁, 二宮周平「判批」法時75巻12号70頁。
- 11) 米山隆「判批」法時50巻8号134頁, 泉久雄「判批」判評234号(判時889号)136頁, 田中實「判批」Law School1巻2号104頁, 田中恒朗「判批」判タ367号55頁, 松原正明「判批」判タ1100号338頁。
- 12) 古館清吾「判批」金法871号22頁, 吉原省三「判批」判評242号(判時916号)170頁, 西尾信一「判批」判タ390号192頁, 心石舜司「判批」金法984号53頁, 川田悦男「判批」金法1166号42頁。
- 13) 武藤節義「判批」不動産法律セミナー10巻9号25頁, 山名学「判批」別冊ジュリ162号136頁, 三和一博「判批」判タ411号162頁, 松原正明「判批」判タ1100号338頁。
- 14) 床谷文雄「判批」法セ457号125頁, 塩月秀平「判批」家月44巻10号1頁, 宮川不可止「判批」手形研究479号18頁, 右近建男「判批」金法1363号13頁, 荒川重勝「判批」ジュリ増刊『担保法の判例2』42頁, 右近建男「判批」リマークス7号70頁, 田尾桃二「判批」NBL513号53頁, 田村洋三「判批」判タ821号130頁, 右近建男「判批」金法1363号13頁, 西尾信一「判批」判タ797号32頁, 伊藤昌司「判批」判タ801号77頁, 松原正明「判批」判タ1100号332頁, 道垣内弘人「判批」別冊ジュリ239号128頁。
- 15) 西尾信一「判批」銀法509号64頁。
- 16) 西尾信一「判批」銀法520号60頁, 高橋眞「判批」金法1460号7頁, 小林亘「判批」判タ945号198頁。
- 17) 副田隆重「判批」判評466号(判時1615号)206頁, 梶村太市「判批」リマークス17号84頁, 雨宮則夫「判批」判タ978号138頁。
- 18) 西尾信一「判批」銀法543号56頁。
- 19) 菅野佳夫「判批」判タ980号76頁, 金法1520号60頁。
- 20) 塩崎勤「判批」民情216号60頁, 登記情報44巻9号131頁, 赤松秀岳「判批」法時77巻4号94頁, 川井健「判批」NBL808号53頁, 松尾知子「判批」民商132巻1号60頁, 伊藤昌司「判批」判評555号(判時1885号)196頁, 山田誠一「判批」ジュリ1291号86頁, 影浦直人「判批」判タ1184号128頁, 平野裕之「判批」リマークス31号70頁, 浅井弘章「判批」銀法644号32頁, 武川幸嗣「判批」受験新報647号12頁, 浦野由紀子「判批」法教294号別冊付録26頁。
- 21) 高橋眞「判批」NBL819号4頁, 渡辺隆生「判批」金法1753号4頁, 福田誠治「判批」法教306号別冊付録26頁, 河津博史「判批」銀法657号53頁, 前田陽一「判批」金判1235号7頁, 田中淳子「判批」法時78巻6号105頁, 本山敦「判批」判タ1211号38頁, 村重慶一「判批」戸時600号58頁, 石畝剛士「判批」法学70巻3号149頁, 水野紀子「判批」判評572号(判時1937号)202頁, 松並重雄「判批」ジュリ1322号156頁, 菅野佳夫「判批」判タ1224号71頁, 大宮隆「判批」駒沢法学6巻2号73頁, 高木多喜男「判批」リマークス34号70頁, 野村豊弘「判批」金法1780号22頁, 道垣内弘人「判批」ジュリ1313号90頁, 滝沢幸代「判批」法政法科大学院紀要3巻1号137頁, 松原正明「判批」判タ1245号137頁, 橋素子「判批」国税速報6047号14頁, 武川幸嗣「判批」受験新報663号18頁, 一杉直「判批」月刊税務事例38巻6号1頁, 良永和隆「判批」民研638号15頁, 松並重雄「判解」最高裁判所判例解説民事篇平成17年度553頁, 水野謙「判批」法教411号123頁, 尾島茂樹「判批」別冊ジュリ239号130頁。
- 22) 島田邦雄・圓藤至剛・石川智史・服部真理・木村和也「判批」商事1792号74頁, 村田渉「判批」金法1839号16頁。
- 23) 関沢正彦「判批」金法1865号6頁, 登情49巻7号110頁, 塩崎勤「判批」民情274号45頁, 遠藤曜子「判批」金判1321号20頁, 吉永一行「判批」法セ657号124頁, 水野貴浩「判批」判タ1298号78頁, 堂園昇平「判批」金法1876号7頁, 村重慶一「判批」戸時649号71頁, 渡辺達徳「判批」法教353号別冊付録20頁, 野村豊弘「判批」ジュリ1398号20頁, 福井修「判批」金判1336号26頁, 清水恵介「判批」金判1311号194頁, 石川里紗・石塚重臣「判批」民研637号14頁, 岩藤美智子「判批」民商143巻1号72頁, 石綿はる美「判批」法協128巻1号252頁, 高秀成「判批」慶応法学19号537頁, 鎌田泉「判批」別冊判タ29号84頁, 吉田光硯「判批」リマークス40号34頁, 田中秀幸「判解」曹時64巻6号73頁, 毛塚重行「判批」

金判1436号60頁, 瀬戸口祐基「判批」別冊ジュリ238号150頁。

- ²⁴⁾ 藤原彰吾「判批」金法1995号4頁。
- ²⁵⁾ 松本光一郎「判批」金法1912号60頁, 館大輔・田子晃「判批」民研647号14頁
- ²⁶⁾ 宗宮英俊「判批」NBL953号67頁, 高部真規子「判批」金判1369号8頁, 石丸将利「判批」ジュリ1428号106頁, 堤龍弥「判批」リマークス43号118頁, 青竹美佳「判批」月報司法書士475号62頁, 金亮完「判批」速報判例解説(法セ増刊)9号97頁, 村重慶一「判批」戸時674号92頁, 松川正毅「判批」判評634号(判時2127号)162頁, 吉岡伸一「判批」金法1929号7頁, 川嶋四郎「判批」法セ689号128頁, 中田裕康「判批」法協129卷11号255頁, 石丸将利「判批」曹時65卷5号79頁, 内海博俊「判批」法教378号別冊付録31頁, 中島弘雅「判批」法研86卷6号151頁, 大澤一記「判批」金判1436号40頁, 田中康博「判批」神院42卷3・4号115頁, 岩藤美智子「判批」民商149卷6号95頁。
- ²⁷⁾ 平林美紀「判批」リマークス45号58頁, 岩松亮「判批」金判1436号48頁。
- ²⁸⁾ 奈良輝久「判批」金判1436号44頁。